

16川教庶第1190号
平成17年2月4日

川崎市監査委員 館 健三 様
同 奥宮京子 様
同 本間悦雄 様
同 西村英二 様

川崎市教育委員会委員長 宮田 進

平成15年度の包括外部監査の結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成16年2月17日付けで包括外部監査人大木壮一氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成15年度の包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ 川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人川崎市生涯学習振興事業団、財団法人川崎市博物館振興財団の出納その他の事務の執行】

1 給与手当の支給

(1) 扶養親族届・通勤届・住居届の管理について

〔指摘の要旨〕

扶養手当、通勤手当・住居手当を支給している教職員について一部、扶養親族届、通勤住居届が保管されていなかった。

書類の保管に当たっては、適切な管理が必要である。

〔措置の内容〕

扶養親族届・通勤届・住居届の管理については、担当課内で研修会を開き、適切な取り扱い及び管理を徹底いたしました。

また、届出書の保存期間及び方法については、事務処理の効率化を図る観点で、平成16年4月から電磁記録の補助資料として取り扱い、1年保存に見直いたしました。

(2) 教員特殊業務手当について

〔指摘の要旨〕

高等学校の教諭に対し、「勤務時間外において生徒の行う清掃の生徒指導」に2時間以上従事したとして、生徒指導のための特殊業務に係る教員特殊業務手当が支給されている。

手続上の必要な承認等も行われているものの、実際には、部活動の指導に従事した場合も、清掃業務等に従事したものと支給されているものと思われるので、事実即して手当の支給を行う必要がある。

〔措置の内容〕

教員特殊業務手当については、平成16年2月に、請求内容が実態に即しているか確認できる様式（教員特殊業務手当実績整理簿）に改め、業務に従事したつど学校長等の決裁を受ける手続に変更いたしました。

また、各学校で保管される「教員特殊業務手当実績整理簿」については、当分の間、教育委員会事務局に写しを提出することとし、公金支出に関する意識を職員に醸成するよう指導を徹底いたします。

2 臨時的任用職員及び非常勤講師の採用、給料、報酬支払

(1) 採用

〔指摘の要旨〕

非常勤講師等は事前に登録され、採用の必要が生じた場合はその登録者の中から、選ぶこととなっているが、事前の登録を定めた要綱等はなく、必要書類は、登録希望者に向けた「臨時的任用職員及び非常勤講師の採用選考志願について」に記載されているだけである。登録について、要綱等を明確に定める必要がある。

また、非常勤職員の採用に必要な書類は、「川崎市教育委員会非常勤職員取扱要綱」により規定されているが、採用に要する書類のうち健康状態申出書、住民票記載事項証明書、履歴書（採用選考志願書）については、要綱の定めが不適切であることから明確なルールを定める必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年3月1日に「川崎市立学校の非常勤講師等の登録手続きに関する要領」を制定し、事前登録手続きについて規定し、平成16年3月から適切に事前登録を実施できるようにいたしました。

また、同要領に、登録に当たっての必要な書類を定めており、この要領に基づき、実施しております。

(2) 採用年齢

〔指摘の要旨〕

「川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則」の規定にかかわらず、67歳の非常勤講師が採用されていた。これは正規教員が学期の途中で病気休暇に入り、学校運営や授業等への影響上、緊急やむを得ず行われたものであるが、「発令伺い」に採用理由を明確に記載し承認を受ける必要があった。また、将来的には、採用条件から年齢制限の撤廃も検討されたい。

〔措置の内容〕

平成16年3月1日から65歳以上の非常勤講師を任用する場合は、「川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則」の規定を遵守し、任用の具体的理由を記載することとしました。また、年齢制限の撤廃については、人材確保の観点から検討しましたが、学校における講師という業務の内容、他の非常勤職員の任用基準との均衡等を考慮し、撤廃しないこととしました。

(3) 「発令伺い」の記載誤り

〔指摘の要旨〕

「発令伺い」には雇用に当たっての報酬単価を記載する欄があるが、その報酬単価の記載誤りが2件あった。

「発令伺い」は、非常勤講師の任用を決定し、予算の執行状況も併せて確認する資料であるにもかかわらず、また、複数の検印、承認印が押されていたが、その報酬計算の適正性、正確性はチェックされていなかった。

〔措置の内容〕

発令伺いの報酬単価の記載については、厳格に確認するよう徹底いたしました。

また、平成16年4月1日から高等学校非常勤講師報酬については、月額報酬を改め、実授業時間数による方法に一本化したことにより、確認が容易になりましたので、誤りのないよう進めます。

(4) 報酬計算の誤り

〔指摘の要旨〕

非常勤講師1名に対し報酬176,400円の未払いがあった。

これは、学校から「非常勤講師報酬調書」の提出がなかったこと、また、任用事務の担当課と支払事務の担当課が別の課であり、相互の連携がとれていなかったこ

とによる。

事前、または、事後的にでも、「非常勤講師報酬調書」を担当課間で回覧し、任用条件どおりの支払であるかを確認するか、システムの契約内容とその報酬支払が妥当であるかを確認できる体制を構築する必要がある。

〔措置の内容〕

非常勤講師 1 名に対する未払い報酬については、平成 16 年 2 月に支払いました。

非常勤講師の報酬支給事務については、効率的かつ正確な執行体制を確立するため、平成 17 年度から、任用及び支払事務を一括して教職員課で行います。

なお平成 16 年度については、報酬支給が任用及び勤務結果に基づいていることを確認するよう教職員課と勤労課（旧給与厚生課）で連携体制をとって進めております。

(5) 臨時的任用職員への扶養手当・住居手当の支給

〔指摘の要旨〕

5 名の臨時的任用職員について、契約の終了月における扶養手当、住居手当の支給金額を誤り、合計で 11,107 円の過少支払があった。

担当者の教育を再度徹底し、諸規定の内容把握に努めるとともに、上司による確認、チェックを厳密に行う必要がある。

〔措置の内容〕

5 名の臨時的任用職員に対する支払い不足分については、平成 16 年 3 月に支払いました。

適切な事務執行をするために、平成 16 年 3 月に職員研修を行い、給与規定等内容の確認の徹底を図りました。

また、上司による確認を厳密に行うため、平成 16 年 8 月からミスの発見が容易にできること及び担当職員のミスを事前に防止できるよう、手当額を計算する様式の見直しを行いました。

3 人事評価・昇給制度

〔指摘の要旨〕

普通昇給及び特別昇給について、昇給手続が形式的で人事評価の結果に基づいていないことや承認の経緯が不明瞭な点があったので、総点検を行い、不合理な制度の改廃、記録の整備や手続不備の是正、手続書等の整備及び職員の教育の徹底等を行うべきである。

〔措置の内容〕

平成 15 年度中に昇給手続きについて総点検を行い、平成 16 年 4 月から昇給手続きを改善するとともに、文書の整理・点検作業を実施いたしました。また、文書事務における基本的な考え方、事務執行のあり方等について職員研修を行い、適切な事務執行が図れるよう徹底いたしました。今後も定期的に職員研修を行います。

4 幼稚園

〔指摘の要旨〕

行政職の係長以上の職については、採用試験を行わずとも、選考によって転任ができる。幼稚園教諭の行政職への転任は、この制度に基づいて行われたものである。

平成15年4月1日転任の教職員11名のうち、3名は保育士の免許も保有していた。川崎市は平成14年度保育士の募集を行っており、教員採用選考は一般職の採用選考とは根拠法に違いがあるなど、課題はあるが市全体でのコストの削減の観点から、保育士としての勤務についても検討すべきであった。時間的な制約などもあるが、トータルで不要なコストがかからないよう、組織間の連携に努める必要がある。

〔措置の内容〕

保育士有資格者である幼稚園教員の全市的な人材活用については、幼稚園教員任用に当たり教育委員会がその権限内において能力実証を行い、任用した者であること、また、任命権者が異なり、職種も異なることなどから、制度の整備や運用について、組織間で連携して進めます。

5 長期休業期間における教員の研修

(1) 高等学校の課業期間中の「教育公務員特例法第22条第2項」の研修

〔指摘の要旨〕

高等学校の課業期間中の「教育公務員特例法第22条第2項」の研修については、「研修計画書・研修報告書」の提出日が定められていないため、研修の直前に提出されていた。他の教職員への影響、授業への影響などを考えると、高等学校においても報告書等の提出日を定めることが必要である。

〔措置の内容〕

高等学校の課業期間中の「教育公務員特例法第22条第2項」の研修については、「研修計画書」の提出期限を1週間前まで、「研修報告書」の提出期限を1週間以内と規定し、平成16年7月5日から実施しております。

(2) 研修計画書・研修報告書

〔指摘の要旨〕

「研修計画書・研修報告書」の記載内容が正確でないものが多い。研修内容と研修期間について、校長の承認はあるが、事前に検討、記載内容の評価等が行われているものか、その信頼性を問われることとなるため、的確な記載に努める必要がある。

研修内容の把握、確認に資するため、また、保護者や市民の理解を得るためにも、研修の取組内容をできるだけ詳細に記載したり、研修に基づくレポート等の関連資料を添付したりすることを徹底するなどの改善策が必要である。

研修の内容については、研修の実態を伴わないものは当然であるが、「研修計画書・研修報告書」の記載を見ると、職務と関連のないもの、関連性の薄いものや職務への反映が認めにくいものにまで、職務専念義務を免除された研修として扱っていないか、充分検討が行われているのか、若干の疑念も感じられる。

研修を自宅で行うことについては、保護者や市民の誤解を招くおそれがあり、校長は研修内容の把握・確認を徹底するとともに、研修を自宅内において実施する必要性があるのかどうか、厳格に判断する必要があると考える。

長期休業期間等においてこの研修を行うことは、週休日や休日に自主的な研修を行うのとは根本的に異なることを強く自覚しなければならないことから、この研修

の承認にあたっては、保護者や市民に対する説明責任を果たすのに十分な内容の研修計画書及び研修報告書により手続がなされることが重要である。

〔措置の内容〕

研修内容と研修期間については、校長の承認に際し、事前の検討や記載内容の評価等が行われるよう、平成16年7月5日から研修計画書、研修報告書の様式を変更し、的確な記載ができるようにいたしました。

研修内容の把握、確認に資するために、計画書・研修報告書の様式の研修記録を1日単位に記載するなど改め、研修報告書に成果物や関連資料を添付することを定めて実施しております。

学校長が教員に研修の承認をするにあたっては、研修の内容の職務との関連性や効果などが、職務専念義務を免除する研修にふさわしい内容・意義のあるものか、厳正に取り扱うよう徹底いたします。

研修実施場所については、計画段階で研修目的との関連性や必要性を記入させ、自己の休養や用務と誤解されず、保護者や市民に責任をもって説明のできるよう、研修計画書、研修報告書の様式を変更し、研修内容の把握、確認の徹底を図りました。

長期休業期間中等における勤務場所を離れて行う研修については、職務専念義務が免除された扱いであることを教職員に徹底し、公的な公開講座への積極的な参加など、自己の資質向上や教育活動の一層の充実に努め、保護者や市民に対する説明責任を果たせるよう研修内容の把握、確認の徹底を図りました。

6 補助金

(1) 交付団体における補助金の執行状況

〔指摘の要旨〕

教育委員会が補助金を交付している交付団体のうち、川崎市立小学校長会、川崎市立中学校長会、川崎市立小学校教育研究会及び川崎市立中学校教育研究会(以下、「主要4団体」という。)は、補助事業者として補助金を管理する十分な管理体制及び内部統制が確立されていない団体と思われる。更に、補助金の交付を受ける一方で交付規則に定める補助金事業実績報告書の提出をしない等不備があるにもかかわらず、次年度の補助金の交付申請を行い、継続交付を受けている例があった。調査の結果、提出された実績報告書の中にも不適切な資金管理・領収書の裏付けがない支出・一定のガイドラインに沿わない事業費(旅費・食糧費・諸謝金)の支出・支払調書の未発行等の実態があった。

〔措置の内容〕

平成14年度分で未提出の事業実績報告書については、平成15年度中に全て提出させた上、担当課で審査、確認いたしました。

平成15年度分の事業実績報告書については、補助金交付についてのガイドラインに基づき担当課で審査するとともに、教育委員会事務局内に設置した「補助・委託事業審査会」により審査を行い、順次、指導、改善いたしました。また、教育委員会事務局内に設置した「事務改善委員会」で、平成16年9月から11月の間に、校長会、研究会の補助金執行状況の調査を行い、指導、改善いたしました。

平成16年度分の交付申請に当たっては、平成16年4月に制定した「川崎市立学校関係団体への補助金交付に関する要綱」及び「川崎市立学校関係団体への補助金の交付に関する運用基準(ガイドライン)」に基づき補助金の有効利用を審査、確認するとともに、交付団体の自主財源比率の向上について指導いたしました。

(2) 学校教育部における補助金の執行状況

〔指摘の要旨〕

交付側の教育委員会においても、交付にあたり実質的な審査がなされていない場合や、そもそも交付要綱が無いにもかかわらず事実上の慣習として交付している場合、過年度の実績報告書の提出のない交付団体を審査せずに、次年度の補助金申請を受理し、交付決定している場合等の実態があった。

このような補助金については指導の徹底を図るとともに、申請の不受理・却下又は補助金そのものの廃止を含めた検討を行うべきである。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日付けで、校長会、研究会等に対する補助金については、補助金交付要綱、補助金に関するガイドラインを制定し、交付基準、対象経費基準等を明確化するとともに、交付するに際して付す要件を厳格化いたしました。

また、平成16年度から補助金交付に当たっては、担当課による審査を厳格に行うとともに、「補助・委託事業審査会」による審査を行い、指導、改善いたしました。

なお、校長会、研究会等の補助金については、平成16年度に見直しを行い、「国内教育事情視察補助金」等、一部の補助金を廃止いたしました。今後、さらに見直しを図ります。

7 委託料

(1) 各委託事業共通

〔指摘の要旨〕

事後的コントロールが有効に機能していなかった。事前に開催している説明会での有効な事業費の利用、適正支出のガイドラインや作成保存すべき書類について各学校では周知理解されていなかった。

委託事業の実効性につき疑義のある事業報告書も担当課では十分な吟味のないまま承認されていたため、形式・実質の両面において事後的コントロールの有効性を確認できなかった。

〔措置の内容〕

平成15年度分については、担当課で事業計画書と事業実績報告書の相違、運用指針との整合性等を確認するとともに、「補助・委託事業審査会」において審査を行い、順次、指導、改善いたしました。

平成16年度分については、平成16年4月1日に「夢教育21推進事業運用指針」及び「川崎市立学校関係団体における補助金・委託料執行マニュアル」を制定し、同月に説明会を開催し適正な執行について周知・指導いたしました。また、提出された事業計画書についても運用指針との整合性等を担当課で確認するとともに、「補助・委託事業審査会」において審査を行い、順次、指導、改善いたしました。

さらに、担当課及び事務局内に設置した「事務改善委員会」により、委託事業が

適正に執行されているか各学校・団体に対し直接調査を行い、改善が必要なものはその場で指摘し、対応を求めるとともに、結果をまとめたものを委託団体である校長会及び各学校に通知し、より適正な執行について徹底いたしました。

なお、委託事業のうち、「教職員研究研修教育実践活動事業」は、平成15年度をもって廃止し、「夢教育21推進事業」(旧「いきいき夢パワー21推進事業」)については、委託事業のあり方を検討した結果、平成17年度以降、委託事業による執行形態を改め、予算を学校に配当し、学校において直接執行することといたします。

(2) 教職員研究研修教育実践活動事業

〔指摘の要旨〕

学校組織図に設置されている研究研修事業運営委員会が、事実上形骸化しており、運営委員会の開催実績を示す議事録や運営委員会発信文書はほとんどの学校で確認できず、委員会構成メンバー間で作業分担が実質的に行われていなかった。また、最終承認権限を持つ校長以外のすべての委託事業運営は事実上教頭に一点集中していた。その結果、内部統制が十分ではなく、要綱の運用で作成が義務づけられている書類(事業費整理表及び出納簿)がほとんどの学校で作成されていなかった。

また、旅費規程に沿っていない旅費の支給も金額チェックが行われていなかった。さらに、講師謝礼に関する税務事務等基本的な知識不足が目立った。教職員の個別事業実績報告書の事前及び事後の承認過程が明確ではなく、校長の最終承認権限が有効に機能していない。そのため、各学校の裁量に任された委託料の教職員間の公平かつ適正な配分を認めることは困難で、また、十分な事業の成果がうかがえず、使途に疑義のある報告書が校長により承認されていた。

研究会組織の内部統制の整備と委託料の管理執行の方法について改善する必要がある。

〔措置の内容〕

当該事業については、平成15年度をもって廃止いたしました。

なお、平成15年度分の事業執行状況については、事業実績報告書を担当課及び事務局内に設置した「補助・委託事業審査会」において厳格に審査し、平成16年5月末までに指導、改善いたしました。

(3) いきいき夢パワー21教育推進事業

〔指摘の要旨〕

収支差額がゼロである報告書がほとんどであるが、支出金額の計上の妥当性について一部疑義がある。また、そもそもの要綱の作成に問題がある。

〔措置の内容〕

平成16年度については、適正な事業執行体制の確立に向け、校内に事務分担組織の整備と夢教育21推進事業運営委員会を設置することを規定した事業計画運用指針及び執行方法のマニュアルを平成16年4月1日に制定し、周知・指導いたしました。

また、当該事業については、同月、説明会を開催し、事業要項を説明するとともに前記マニュアルについても周知いたしました。

さらに、担当課及び事務局内に設置した「事務改善委員会」により、平成16年7月から9月の間、委託事業が適正に執行されているか各学校・団体に対し直接調査を行い、改善が必要なものはその場で指摘し、対応を求めるとともに、結果をまとめたものを同年10月に委託団体である校長会及び各学校に通知し、より適正な執行について指導いたしました。

諸謝金の源泉徴収については、平成16年4月に各団体に対して基礎的な会計知識の研修、指導を行いました。平成16年分の源泉徴収に関しましては、すでに各団体で行われていることを確認しております。

なお、委託事業のあり方を検討した結果、平成17年度から、委託事業による執行形態を改め、予算を学校に配当し、学校において直接執行することといたします。

8 学校における物品管理

(1) まちづくり公社からの取得手続き

〔指摘の要旨〕

学校の立替施行のうち、まちづくり公社へ施工を委託し、竣工後に市がまちづくり公社から取得する場合は、そのすべてを施設として受入れる。

取得の経緯によらず、属性が物品であれば、すべて適正に管理されるよう、まちづくり公社から取得する際に物品編入処理の徹底が望まれる。

〔措置の内容〕

まちづくり公社立替施行で、既に市が公社から買い取っている学校については、平成16年3月までに、施設と物品の仕分けを行い、備品については備品整理簿を整備し、備品シールを貼付して物品として適正に管理いたしました。

また、平成16年度からは、まだ、市が公社から買い取っていない学校については、市がまちづくり公社から建物を取得すると同時に、備品については、備品整理簿に登載し、適切に管理いたします。

(2) 施設と物品の区分

〔指摘の要旨〕

施設か物品かの区別は本来現物の形状、性質にしたがって判断されるべきである。しかし、実際には学校の予算で購入した場合は物品、工事費等の市の予算で購入した場合は施設となっているケースが散見された。

物品として管理すべきものを施設扱いにすることは、そのものの管理責任が不明確となり、紛失や盗難が起こる危険性をはらんでいることから、直営工事の際の物品編入手続の徹底が望まれる。

〔措置の内容〕

直接施行で施工した学校については、平成16年3月までに、施設と物品の仕分けを行い、備品については備品整理簿を整備し、備品シールを貼付して物品として適正に管理いたしました。平成16年度からは、財政局から教育委員会あて通知される公有財産管理台帳等登載指示書中の物品分について、適正な管理を行うよう徹底いたしました。

(3) 物品の個別管理の徹底

〔指摘の要旨〕

学校が管理すべき物品に対して備品票を貼付することは、学校の所有権及び管理責任を明確にし、かつ備品整理簿との対応関係を明確にするための必要不可欠な管理方法である。

備品票の貼付もれがないかを定期的にチェックする体制が必要である。また、備品の性質上貼付しづらい場合にあつては、現物に直接記入する等により、目的が果たせるように工夫する必要がある。

〔措置の内容〕

各学校において、備品シールの貼付及び備品シールの貼付ができないものの処理について平成16年4月に再点検を指示、徹底いたしました。

平成16年度から各学校において備品実物検査を実施し、備品シールの貼付を検査することとしました。

また、教育委員会事務局で毎年実施している学校に対する物品会計検査においても、重点項目として検査することとしました。

(4) 各学校における実物検査の制度化

〔指摘の要旨〕

現在、各学校における実物検査の制度化はされておらず、夏休みや年度末に学校の任意で行われているにすぎない。

一定の金額基準や種類別基準を定め、定期的実物検査制度を導入し、備品整理簿と現物を照合し、現物管理を適切に行われたい。

〔措置の内容〕

平成16年度から各学校の備品実物検査の検査方法、検査項目、報告書様式等を定め、制度化し、検査を実施することで、備品管理を徹底いたしました。

(5) 備品として管理されているもの以外の物品の使用

〔指摘の要旨〕

卒業生からの寄附楽器、教員の私物機器を他の物品と同様に使用に供している場合であっても、規定に従った寄附受入れにより、学校物品として管理するか、あくまでも学校が管理すべき物品ではないことを明確にする必要がある。

〔措置の内容〕

各学校に対し、寄附された物品については、寄附採納手続の処理もれがないかを再点検し、学校備品として管理するものについては、全て備品整理簿に登載されていることを再確認するよう、平成16年4月に指示、徹底いたしました。

また、学校備品であるのか私物であるのかを明確にするために、学校備品については備品シールで管理、私物であるものについてはその旨を物品に表示することといたしました。

さらに、毎年実施しております学校に対して教育委員会事務局が行う物品会計検査においても、検査の際、寄附採納の事務処理状況を再確認することといたしました。

(6) リース物品の管理

〔指摘の要旨〕

リースによって借り受けている備品については、現在整理簿がなく、定期的な現

物検査も実施されていない。

パソコン等は盗難の危険もある重要な借り受け備品であり、管理番号を付し、リース物品の整理簿を作成し、適切に管理されるべきである。また、定期的に現物確認を実施することを制度化されたい。

コンピュータ教室設置の際の工事の一貫で取得され、施設扱いとなっている物品について、備品として管理すべきものの区別が必要である。リース会社から無償で譲り受ける場合には、当該備品についてリース物品と区別して、学校備品としての管理に準じていく必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年中にリース台帳整理簿を作成し、リース物品については記載いたしません。実物検査は定期点検の中で実施いたします。なお、リース物品へのシール貼付については、継続して実施いたします。

また、施設扱いとなっている物品の中で、備品に属するものは区別し、備品としての手続きを平成16年度中に完了いたします。

リース寄贈物品については、平成16年度から、随時、備品台帳に登録し学校備品として管理するように徹底を図りました。

さらに、「川崎市学校教育用コンピュータの管理・運用規程」を平成16年度中に制定し、管理体制、リース物品台帳の作成、リース物件定期検査の実施・報告及び盗難防止等について明記し、管理及び運用の徹底を図ります。

(7) 物品の有効利用

〔指摘の要旨〕

学校には、使用可能であるものの、長期間にわたって、使用の機会がない、いわゆる遊休物品が多く存在するのが実情である。

遊休物品の有効利用のため学校間や学校と他の施設との間の保管換えがスムーズに行われるような環境が整備されていないため、有効な保管換えが実施されるような方策が必要である。年に1度、教育委員会が主導で各学校の遊休物品を調査し、それを効率的に再配分するような機能が期待される。

〔措置の内容〕

平成16年度に、各市立学校において、使用機会がない等長期間にわたって使用されていない備品（遊休備品）の調査を実施いたしました。

平成16年度中に使用希望調査を実施し、学校間や学校と他の施設間で効率的に再配分いたします。

なお、今後は、毎年度、遊休備品の調査を行い、効率的な再配分に努めます。

(8) 除去対象物品の廃棄

〔指摘の要旨〕

耐用年数が到来した備品については、使用者からの除却申請により備品整理簿から削除される。しかし、除却申請がおりた備品が実際に破棄されたかどうかについては、確認が一切されていない。

除却申請により備品整理簿から減少された物品で即時廃棄できないようなものは1箇所にまとめて、順次廃棄処分がなされるように確認していく作業が必要であ

る。出来る限り備品整理簿と現物を一致させるべきである。なお、この確認手続を定期的実物検査と連動させて毎年度実施されたい。

〔措置の内容〕

平成16年4月に廃棄物品であることの明確化及びその管理・処理方法を徹底するとともに、実際に廃棄する際（粗大ごみ、金属ごみ回収の際）にも該当物品が廃棄されたことの確認の徹底を図りました。

平成16年度から、備品整理簿と現物を一致させるため、廃棄物品の処理確認を毎年度備品実物検査と連動して実施いたします。

(9) 備品整理簿と教育委員会で把握している金額の整合性

〔指摘の要旨〕

学校で教育委員会への報告数値と実際の備品台帳の数値の不一致が検出された。

平成15年度からは総合財務会計システムの導入により教育委員会の学事課及び収入役室で学校の備品整理簿の照会ができるため、教育委員会への報告数値と実際の備品台帳の数値の不一致は、基本的にはなくなるが、生徒用の机・椅子については総合財務会計システム外の管理となることから報告数値の精緻化に努める必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年4月に、児童・生徒用の机・椅子については、実物と備品整理簿が一致するよう、管理の徹底を図りました。また、教育委員会事務局への報告数値は、これに基づき明確なものとするよう徹底いたしました。

9 博物館、屋内スポーツ施設の物品管理

(1) 備品整理簿の記載について

〔指摘の要旨〕

岡本太郎美術館では、備品整理簿の記載について鉛筆書きとなっている部分が散見された。

物品会計規則で規定されている帳簿であるので、記載には、加筆修正できないボールペン等で記載されるのが原則である。

また、岡本家から川崎市へ第三次寄贈された1,827点の作品（写真アルバムやネガ、写真フィルム）が備品整理簿上に鉛筆で仮に記載されていた。

1点20,000円以上のものではないため、物品会計規則上では備品整理簿への記載が必ずしも求められていないが、作品の性質に照らして備品整理簿へのボールペン等での正式記入、または「作品資料カード」やその他内容がわかる形での管理方法により管理を行っていく必要がある。

〔措置の内容〕

鉛筆書きの部分については、平成16年6月までに、ボールペン等で清書いたしました。

また、市の規定に基づき20,000円未満であっても美術作品や資料的価値の高い図書などは、備品としてすでに取り扱っております。

(2) 作品について

ア 岡本太郎美術館

〔指摘の要旨〕

岡本太郎美術館では、全作品について作品ごとに「作品資料カード」を作成し、作品情報を記載している。一方、備品整理簿では作品の受入日、備品コード、題名、寸法、単価のみの記載であり、実務上は「作品資料カード」が用いられ、備品整理簿はほとんど管理目的としては、使用されていないのが実態である。

今後は作品資料カード上の作品番号と備品整理簿の備品コードの間に関連性を持たせる等の工夫により両者で管理することに効率性を持たせる必要がある。また、作品そのものに備品コードの貼付が不可能であるため、備品整理簿上の備品コードは無意味となっていることから作品資料カード上の作品番号を統一番号として運用することも一案である。

〔措置の内容〕

岡本太郎美術館では「作品資料カード」と備品整理簿により管理しておりますが、今後は両者の整合性を図り、統一管理できるよう備品シールを「作品資料カード」に貼付しており、平成16年度中に完了いたします。

イ 市民ミュージアム

〔指摘の要旨〕

市民ミュージアムでは、9分野ごとに学芸員が「作品カード」または「資料カード」、データベース等の方法で作品の個別特定できるよう管理を行っている。

9分野独自の管理方法を把握し、それぞれに偏りがないうえを確認した上、備品整理簿に代替する収集資料・作品等一覧表との間で番号により整合性をとる必要がある。

〔措置の内容〕

市民ミュージアムでは、新たに「資料収集・作品等一覧表」シートを作成し、個別作品資料カード番号を平成16年度末を目途にパソコン入力しております。平成17年度には、資料、作品について広く公開する目的でデータベース化に着手し、作品等の管理を徹底いたします。

(3) 簿外物品について

ア 岡本家からの作品について

〔指摘の要旨〕

岡本太郎美術館では岡本家からの1,429点の作品を預かっている。

預かりの状態が長引くようであれば、預り証や保管証明書等を交わすことを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

現在、預かっている作品は、返却する方向で協議をしております。

平成16年度中に返却できない場合は、平成17年度に預り証等を交付いたします。

イ 備品整理簿に記載漏れとなっていた重要物品

〔指摘の要旨〕

市民ミュージアムでは、レーザー発生装置、一機の備品整理簿への記載漏れが発見された。

配置された以降使用実績はないため、他の文化施設での転用または廃棄の検討が必要となる。

〔措置の内容〕

レーザー発生装置の備品整理簿への記載を平成16年3月に行いました。

平成16年5月に文化施設等に備品の有効利用を調査しましたが、利用施設がありませんでした。再度、庁内広報等で広報いたしますが、利用の申し出がない場合は、収入役室と協議し、平成16年度中に不用の手続きを行います。

(4) 施設と物品の区別

ア 岡本太郎美術館及び市民ミュージアム

〔指摘の要旨〕

岡本太郎美術館及び市民ミュージアムでは、物品扱いのものと施設扱いのものと
の判定に問題のある実物が散見された。

開館時から状況は変わらないとのことなので、当初の物品編入手続きが徹底されて
いなかったためと判断される。

〔措置の内容〕

工事費で取得したもので物品と判断されるものについては、平成16年度中に物
品編入の手続きをいたします。

イ とどろきアリーナ

〔指摘の要旨〕

とどろきアリーナにおいて物品扱いと施設扱いのものと判定に問題がある実
物が散見された。開館時から状況は変わらないとのことなので、当初の物品編入が
徹底されていなかったためと判断される。

また、現物視察の結果、施設として管理されている得点盤 operation は一部故障
し、しかも機能的に減価しているため除却対象とする必要がある。

〔措置の内容〕

工事費で取得したもので物品と判断されるものについては、平成16年度中に物
品編入の手続きをいたします。

得点盤 operation については修理不能でありますので、平成16年度中に除却処
理いたします。

(5) 除却処理と簿外資産について

〔指摘の要旨〕

体育館では、備品整理簿に記載のない備品（洗濯機）が発見された。備品整理簿
上は除却済みと記載されていたが、実際には日常的に使用されていた。

実態に照らして速やかに備品整理簿上の備品として再計上するのが望ましい。

〔措置の内容〕

除却処理した物品ですが、現実に使用していたので、再度備品として取り扱うこ
ととし、平成16年3月に備品整理簿に登載いたしました。

今後は、除却処理する判断として、使用不能か修理費用がかさみ過ぎるものにつ
いて、廃棄処分の手続きを行い廃棄いたします。

(6) 作品等の貸出手続について

〔指摘の要旨〕

岡本美太郎美術館では、調査時点で国内3施設へ作品の貸し出しを行っていたが、資料等貸与承諾書の交付が行われていないものが見受けられた。

また貸出中の作品の特定については、作品資料カードや備品整理簿には一切記載されないため、先方からの資料借用申請書や借用書の目録で特定する方法しか現在はない。

市保管の貴重な作品を外部へ貸し出すことから、必ず所定の手続に沿って厳重な承認過程を経る必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年3月以降、作品等の貸出しに当たっては、「資料等貸与承諾書」の交付を含め、貸出要綱に基づき適正に処理しております。

また貸出作品の管理については、美術館コンピュータシステムにおいて貸出一覧表を作成し、一括管理するとともに作品資料カードへの記載も行っております。

(7) 受託作品の受託手続の適正性と保管状況

〔指摘の要旨〕

市民ミュージアムでは受託作品15点について手続の適正性を確認したが、管理方法については、若干の留意点がある。

寄託作品の管理カードに各作品の写真が貼付されていない。また、受託作品は預かっているものであり、返却の必要があるため、作品の特定ができるようリストにするか、資料等寄託依頼書を1箇所管理する必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年8月までに、寄託作品の管理カードに作品の写真を貼付いたしました。

また、資料等寄託依頼書の管理は、寄託資料・作品等一覧表を作成し、1箇所管理することといたしました。

(8) 遊休物品の把握と有効活用について

ア 市民ミュージアム

〔指摘の要旨〕

市民ミュージアムでは、遊休物品が散見された。

特にスタジオ及びスタジオ調整室では、修理が必要な機器や使用目途のない機器等が混在している状況が見受けられる。

今後、遊休物品は網羅的に把握し、廃棄または他施設での転用の方向性を探る必要がある。

〔措置の内容〕

市民ミュージアムのスタジオ内の視聴覚機器については、平成16年3月までに、活用及び調整・修理・廃棄等の選別を実施いたしました。

また、毎年度、物品照合により遊休物品を洗い出し、他の部署で必要なところがないか庁内広報等により広報し、有効利用を図ります。

イ とどろきアリーナ

〔指摘の要旨〕

とどろきアリーナでは重要物品の中に自動椅子設置回収機、フォークリフトが遊

休物品として確認された。

今後、遊休物品は網羅的に把握し、廃棄または他施設での転用の方向性を探る必要がある。

〔措置の内容〕

自動椅子設置回収機については、今後も使用見込みがありませんので、廃棄も含め他施設での有効活用について平成16年度中に決定いたします。

フォークリフトについては、今後も利用が予測されることから、利用団体に使用方法も含め、働きかけ、稼働率を上げます。

また、毎年度、物品照合により遊休物品を洗い出し、他の部署で必要なところがないか庁内広報等により広報し、有効利用を図ります。

(9) リース物品の管理について

〔指摘の要旨〕

とどろきアリーナでは、リース物品自体が少数であるが一覧表が作成されていない。

〔措置の内容〕

リース物品一覧表については、平成16年4月に作成いたしました。

(10) 施設と物品の管理

〔指摘の要旨〕

施設か物品かの区別は本来現物の形状、性質にしたがって判断されるべきである。しかし、実際には当初の施設建設の際に工事費で取得した物品についてはその多くが施設扱いとなっている。

物品として管理すべきものを施設扱いにすることは、そのものの管理責任が不明確となり、紛失や盗難が起こりやすい危険性をはらんでいる。

〔措置の内容〕

工事費で取得したもので物品と判断されるものについては、平成16年度中に物品編入の手続きをいたします。

(11) 物品の個別管理の徹底

ア 岡本太郎美術館と市民ミュージアムの作品以外の備品

〔指摘の要旨〕

博物館振興財団へ管理委託をしている岡本太郎美術館及び市民ミュージアムでは、作品以外の物品への備品票の貼付状況が著しく悪かった。

備品票の貼付がもれている物品に対しては早急に貼付する必要がある。また、備品の性質上貼付しづらい場合にあっては、出来る限り現物に直接記入する等により、目的が果たせるように工夫する必要がある。

〔措置の内容〕

市民ミュージアムでは、作品以外の備品については、平成15年度中に備品シールの貼付を行いました。

岡本太郎美術館では、作品以外の備品については、現在備品シールの貼付作業を進めており、平成16年度中に完了いたします。

イ 岡本太郎美術館と市民ミュージアムの作品

〔指摘の要旨〕

作品についてはその性質上備品票の貼付が行われていない。しかしながら、作品についても備品整理簿との対応関係を図るためには岡本太郎美術館で作成されているような一作品に対して一枚の「作品資料カード」に写真を添付し、各カード上の作品番号と備品整理簿上の備品コードを統一とすることが望ましい。

市民ミュージアムにおいては、9分野ごとに管理体制に精度が異なるといった問題点があり、可能な限り、一作品に対して一枚の「作品資料カード」に写真を添付し、各カード上の作品番号と備品整理簿上の備品コードを統一とするという管理方法に近づく努力が必要である。

〔措置の内容〕

岡本太郎美術館では「作品資料カード」と備品整理簿により作品を管理しておりますが、平成16年度中に両者の整合性を図り、統一管理できるよう備品シールを「作品資料カード」に貼付いたします。

市民ミュージアムでは、新たに「資料収集・作品等一覧表」シートを作成し、個別作品資料カード番号を平成16年度末を目途にパソコン入力しております。また、平成17年度には、資料・作品について広く公開する目的でデータベース化に着手し、物品管理の徹底を図ります。

ウ とどろきアリーナ及び川崎市体育館

〔指摘の要旨〕

とどろきアリーナ及び川崎市体育館では、備品コードが平成4年条例時点で変更されているにもかかわらず更新貼付されていない点、川崎市体育館では貼付されている備品票と整理簿の不一致（不正確な備品票貼付）が見受けられた。平成15年度においては、備品整理簿がシステム化されていることから、これを機に整理簿の実態を把握し、備品コードの貼付状況を見直し一新を図る必要がある。

〔措置の内容〕

体育館の備品については、備品整理簿の実態を把握し、備品シールの貼付などの作業を平成16年6月までに完了いたしました。また、とどろきアリーナの備品についても、備品整理簿に基づき、備品シールが貼られていない備品については、シール貼付作業を平成16年6月までに完了いたしました。

(12) 各施設における実物検査の制度化

〔指摘の要旨〕

博物館振興財団へ管理委託をしている岡本太郎美術館及び市民ミュージアム並びに財団法人川崎市生涯学習振興事業団に管理委託しているとどろきアリーナ及び川崎市体育館では、現在、各施設独自の実物検査は特に定められた規定はなく、実態としても行われていないとのことである。

年度末の教育委員会からのチェックリストはあくまでも形式的で、実在性を担保するような実態面に踏み込んだチェック項目にはなっていないことから、教育委員会のチェック機能自体の有効性を検討する必要がある。

財団においても、一定の金額基準や種類別基準を定め、定期的実物検査制度を導入し、備品整理簿と現物を照合し、受託者として現物管理を適切に行い、もって会

計報告の信頼性を確保する必要がある。

〔措置の内容〕

実物検査については、平成15年度末に実施検査報告書に実物検査の具体的な取組状況を併せて記載し報告するよう変更いたしました。また、検査項目の点検評価を行い、平成16年度中に改善すべき事項が残されている場合は、その取組状況について調査し、改善を図り、結果を「改善措置状況報告書」により確認する扱いに変更いたしました。この取り扱いにより、管理運営を受託する団体で実施しております。

また、博物館施設・屋内スポーツ施設をはじめ、他の社会教育施設からも対象施設を抽出し、年1回教育委員会事務局が実地検査を行うことを平成17年度から制度化いたします。平成16年度は、事務局内に設置した事務改善委員会により、指摘を受けた施設の実物検査を実施し、改善状況の確認を行いました。

(13) 岡本太郎美術館における、岡本家からの預り作品

〔指摘の要旨〕

岡本家と川崎市の信用関係に基づき、市が預っている作品については預り証や保管証明書等を取り交わしていないとのことである。しかしながら、現在の1,429点の作品について預りの状態が長引くようであれば、預り証や保管証明書等を交わすことを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

現在、預かっている作品は、返却する方向で協議をしております。

平成16年度中に返却できない場合は、平成17年度に預り証等を交付いたします。

10 学校給食

(1) 雇上げ要員の任用申請、任用基準及び任用時間の合規性

〔指摘の要旨〕

学校給食においては、正規調理職員の他に任用手順や任用基準等を定めて調理補充員を配置している。一定の条件のものと抽出されたサンプルについて任用状況を査閲した結果、任用伺い申請時点では任用基準を超えた日数が承認されていたものが2学校あった。また、調理場から給食用リフトが離れていて運搬が困難な場合にはリフト要員という形で雇上げがなされているが、2学校についてそのような状況がないにもかかわらず雇い上げがなされていた。

〔措置の内容〕

平成16年4月に、学校給食回数を超える日数の任用がないよう、徹底いたしました。

リフト要員の雇い上げについては、その必要性を検討し、すでに平成14年度をもって廃止しております。

11 授業料等の減免

(1) 添付書類の不備等

〔指摘の要旨〕

平成14年度における高等学校授業料及び幼稚園保育料の減免申請書を通査し

た。所得基準によっているもののうち、源泉徴収票、給与明細等から、比較的金額が多い案件を任意で7件（高等学校及び幼稚園における所得基準の件数合計615件、カバー率1.13%）抽出し、再計算したところ、高等学校授業料の添付書類に不備、減免の認定誤りが発見された。

減免制度の公平性の観点から再計算を実施するなど厳格な運用が望まれる

また、所得水準で減免としている案件は、生活保護基準の1.1倍以内としているが、あくまでも目安であり、奨学金採用の運用基準に準拠している部分もあるなど基準が曖昧であるといえる。

曖昧な所得基準は廃止し、生活保護、課税免除等他の公的な証明書を入手できる場合を基本とすべきである。

今後も運用基準として所得基準を使用するのであれば、所得の実態を把握することは難しいことから担当者以外の者が加わり判断する等、客観性を確保すべきである。それにより、公平性を確保できると考えられる。

なお、他の各種減免制度が受けられるのであれば、生活保護等の扶助制度の受給を勧めるよう指導し、生活保護受給証明書等の公的扶助証明をもって授業料等の減免をすることが望ましい。

申請者本人の自立を促すべきであり、金額的にはそれほど大きくはないが、市の財政負担にも考慮すべきである。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日に「川崎市立高等学校授業料免除実施要綱」及び「川崎市立高等学校等免除申請基準」並びに「川崎市立幼稚園保育料及び入園料免除実施要綱」及び「川崎市立幼稚園保育料等免除申請規準」を制定し、免除基準の中で生活保護基準額表の適用者については、複数の者による金額の確認を行うとともに、両要綱に規定する審査会による許否の判断を行うことにより厳格な事務運用を実施することとしました。なお、本年度は、3回の審査会を開催し、基準に沿った免除許可、不許可者を決定いたしました。

また、両要綱には、生活保護受給証、非課税証明書等の公的証明書を原則として添付すること等を定めていることから、源泉徴収票等の所得基準を適用する場合等の公的書類によらない者については、生活保護基準額に準拠することし、当該申請者に対しては、両要綱に規定する審査会において許否を決定することといたしました。

このような要綱等の設置に伴い、授業料免除申請者に対しては、生活保護や児童扶養手当等の公的扶助制度の適用をできるだけ受けよう強く指導しております。

さらに、「川崎市立高等学校授業料等徴収条例施行規則」及び「川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則」の一部を平成16年12月に改正し、平成17年度からは、曖昧な規定を削除して添付書類を公的証明を中心としたものとするよう様式を変更するとともに、平成16年度中に関係要綱等の改正も行い、厳格な免除、申請の適用を実施いたします。

平成15年度の包括外部監査の結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ 川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人川崎市生涯学習振興事業団、財団法人川崎市博物館振興財団の出納その他の事務の執行】

1 学級編成について

〔意見の要旨〕

学級編制と教職員の配置は非常に密接な関係があり、他方、1学級の人員が余りに大人数であっても、また、少人数であっても弊害があると考えます。学級編制についての方針を定め、弾力的かつ効果的な学級編制を構築されたい。

〔措置の内容〕

学級編制の基準については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、都道府県教育委員会が定めることになっておりますので、平成16年度から神奈川県との同意を得て、14校で少人数学級を実施いたしました。

今後とも、学校の事情を踏まえながら、少人数授業、チームティーチング、学級編制の弾力化を活用した少人数学級等を進めます。

2 給与手当の支給について

(1) 定時制教育手当及び産業教育手当等について

〔意見の要旨〕

定時制教育手当、産業教育手当は法令に基づき支給されている手当であるが、平成16年4月1日以降、公立学校の教職員の給与等は川崎市の独自の判断が可能となる。

定時制教育手当、産業教育手当、その他の諸手当については総合的な観点から支給の必要性を含め、これらの手当の在り方を検討されたい。

〔措置の内容〕

教職員の諸手当のあり方については、現在神奈川県が諸手当のみならず、新たな職の設置を検討するなど教員の処遇を含めた給与制度全般の見直しを進めておりますので、その動向を勘案し、川崎市立学校教職員の職務や職責等を検証する中で、諸手当のあり方も検討いたします。

なお、諸手当のうち定時制教育手当については、平成16年8月から、勤務の特殊性の変化などを考慮して、従来の定率支給から定額支給に改め、支給水準の引き下げを行いました。

(2) 定時制勤務手当について

〔意見の要旨〕

事務職員、学校用務員は定時制勤務手当のみの対象であり、現在も引き続き支給されている。しかし、教育委員会において、平成15年度より市民館等の運営のため2交替の人員シフトをとっているが、平日、夜間の勤務を行っても追加の手当は付与されていない。

事務職員、学校用務員に対する定時制勤務手当についても合理性の有無を検討されたい。

〔措置の内容〕

平成16年3月31日をもって「川崎市職員特殊勤務手当支給規則」を改正し、定時制勤務手当を廃止いたしました。

3 臨時的任用職員及び非常勤講師の採用及び給料、報酬支払

(1) 高等学校の免許外講師について

〔意見の要旨〕

高等学校の免許外非常勤講師の報酬は、過当たりの授業時間数に応じた月額報酬で支払われており、教材研究の時間は対象となっていないが、運動会等の学校諸行事により授業を行わないときも報酬が支払われている。それ以外の高等学校の非常勤講師は実際の実績額で支払い、教材研究の時間は対象外である。

高等学校の免許外講師も、全て、実授業時間による報酬計算とすることを検討されたい。

また、小・中・聾・養護学校の非常勤講師は実授業時間と教材研究の時間が認められている。教材研究の時間についても、小中高などの学校種類ごと、教科ごとに、週の授業時間が一定の時間数を超えた場合のあり方などについて検討を進められたい。

〔措置の内容〕

高校の免許外非常勤講師については、報酬支払方法について見直し検討を行い、平成16年4月1日から、実授業時間数による報酬支払方法に変更いたしました。

また、高校の非常勤講師については、教材研究の時間を設け、報酬対象額に含めることについて平成17年度実施に向け、見直しを行います。

(2) 臨時的任用職員の採用条件について

〔意見の要旨〕

臨時的任用職員は、学校の夏季休業など長期休業期間中も契約し、実質的に1年間連続して雇用している。長期休業期間中は、教材研究などの業務はあるものの業務量としては減少するものと思われる。

業務内容を見直し、契約期間を短縮することによってコストの削減を図ることや、臨時的任用職員にかわって授業時間数に応じて報酬を支払う非常勤講師の採用などを検討されたい。

〔措置の内容〕

臨時的任用教員の長期休業期間中等の任用期間短縮については、他都市の状況を調査し、任用形態のあり方を検討した結果、人材確保の観点や生徒との関係等教育上の観点から、当面は、現行の条件を継続することといたしました。

4 人事評価・昇給制度

(1) 人事評価・「指導力不足教員」に対する取組について

〔意見の要旨〕

いわゆる「指導力不足教員」については、将来の取組として、指導力不足と判定され、かつ、研修を行っても改善が見られない場合等における処遇、給料等の取り

扱いについても、検討されたい。

〔措置の内容〕

「指導力不足等教員」の認定判定については、平成16年度から導入いたしました。この制度は、「指導力不足と思われる教員」に対し基礎研修を行い、改善が図られないものを「指導力不足教員」として認定し、特別研修を行うものです。

特別研修を受ける「指導力不足教員」については、研修の結果を総合的に審査し、今後の処遇等について、平成17年度中に、県とも協議しながら検討していきます。

(2) 病気休暇等（もしくは介護休暇）における給料月額調整

〔意見の要旨〕

年功序列で給料が上昇していくのは、勤続年数の経過によって、業務を効率的、かつ、適時に実施できる、との考え方に基づいている。しかし、長期の休業について実質的な勤務評価を行わずに、無条件に復職時の調整が行われている。

復職時に勤務成績の評価を行い、その結果に従い昇給期間の期間短縮が変更されるような制度を検討されたい。

〔措置の内容〕

病気休暇等からの復職時における給料月額調整、いわゆる「復職時調整」の制度は、国家公務員及び地方公務員全体に共通した制度であることから、国の制度との均衡を図る中で、復職時に勤務成績の評価を行い、その結果に従い昇給期間の短縮が変更されるような制度について検討を進めます。

(3) 昇給と評価について

〔意見の要旨〕

普通昇給（特別昇給）は、「良好な成績で勤務したとき」は昇給できる（給与条例）とされているが、実際の特別昇給は勤続年数などの所定の外形的な要件を満たしていれば、ほとんどの者が昇給している。

勤務評定と昇給が連動するような制度の構築を検討されたい。

〔措置の内容〕

平成16年度から業務上の実績や能力等を把握し、適切に評価するため、市職員の新人事評価制度の試行が開始され、平成18年度から本格実施されます。この新人事評価制度との均衡を図る中で、評価結果を給与制度に反映させることについて検討を進めます。

(4) 特別昇給の種類について

〔意見の要旨〕

川崎市の特別昇給の種類は、年齢、給料表の勤続年数等によって該当者が決定されている。このように考えた場合、特別昇給の種類について、民間、他の政令指定都市と比較のうえ、見直しを検討されたい。

〔措置の内容〕

平成17年1月に「退職時における特別昇給」を廃止いたしましたが、特別昇給制度については、全市的な課題でもあることから、国及び他の政令指定都市の制度との均衡を図りながら、関係局と連携し、検討を進めます。

5 学校用務員

〔意見の要旨〕

学校用務員について非常勤化を進め、2名設置している学校用務員(小学校、中学校、聾学校、養護学校、高等学校全日制)のうち、1名は非常勤職員とし、将来的には学校用務員の業務は外部委託を進めていくことを検討されたい。

〔措置の内容〕

学校用務員の配置については、正規職員2名の配置を基本としていましたが、平成16年4月から、正規職員1名、非常勤職員1名の計2名を基本とした配置を進め、退職動向等を勘案し、18名の非常勤嘱託化を図りました。平成17年度以降も、退職動向等を勘案しながら進めます。

なお、今後、学校施設のあり方が変わっていく中、外部委託の導入も検討いたします。

6 指導主事

(1) 指導主事の人員について

〔意見の要旨〕

川崎市は、他都市と比較して、指導主事の人員数は多くなっている。

指導主事として必要な業務であるか、指導主事でなければ、出来ない業務であるか、などの観点から業務の見直しを検討されたい。

〔措置の内容〕

平成16年4月から、業務内容を見直し、総合教育センターの主幹職の指導主事、幼児教育センターの指導主事室長を事務職員に切り替えました。

指導主事については、総合教育センター及び学校教育部等各所管の業務内容と配置等を見直しを行い、平成17年度、削減を図ります。

(2) 「充て指導主事」及び「研修指導主事」

〔意見の要旨〕

川崎市としては、研修の企画、立案、内容の精選、講師の選択など、また、研修の受講者への研修効果や学校教育における影響等、一連の業務として執行されることに効果があり、高い専門性を有する、という観点から「研修指導主事」として、処遇している。しかし、研修の企画等には、教員としての知識も利用されようが、研修の出欠確認や会場の準備に、教員としての専門知識は必要とは思われない業務も見受けられる。

業務内容を見直し、教員としての業務を行っていない職員は、配置転換を検討されたい。

〔措置の内容〕

平成16年4月から総合教育センターの研修指導主事の業務を見直し、指導主事・充て指導主事とし、研修指導主事を廃止いたしました。

また、平成17年度の職員配置に当たり、総合教育センター配置の指導主事については、教科・領域及び教育課程等に関する学校への指導・助言及び研究活動を行うとともに、教職員に対する研修を企画・運営するように業務と配置を見直し、明確化いたしました。

事務局の指導主事については、学校運営に関する指導・助言を行うとともに、学校、地域、行政の連携強化を図るため、各区に配置するなど、業務内容と配置を見直しいたしました。

(3) 適正人員について

〔意見の要旨〕

指導主事について、例えば、「総合教育センター」の主幹は、指導主事とするなど、組織上の処遇と、身分について、明確なルールは定められていない。「充て指導主事」と「研修指導主事」は教育職の教職員定数の範囲内という考え方があるだけである。

要綱、ルール等を定め、「指導主事」、「充て指導主事」及び「研修指導主事」の適正配置や適正人員を定めるべきである。

〔措置の内容〕

平成16年度は、学校教育部の指導主事が行っていた教科・領域・教育課程等に係る学校への指導業務については、総合教育センターに移管し、同センターの研修指導主事を指導主事・充て指導主事とするとともに、同センターの主幹職の指導主事、幼児教育センターの指導主事室長を事務職員に切り替えました。

平成17年度は、総合教育センターの組織を8室から6室へ再編し、従来の研修業務を見直すとともに業務の一元化を図り、業務内容や業務量等により指導主事の配置をいたします。配置に当たっては、教員としての身分を有する充て指導主事といたします。

また、学校教育部に配置する指導主事については、学校運営に関する指導・助言を行うとともに、学校、地域、行政の連携強化を図ることから、行政職の指導主事として配置いたします。

(4) 削減のための指針、もしくは、より有効な研修の方策について

ア 研修内容の見直しについて

〔意見の要旨〕

「社会教育に関するコース」は、最低限、必要な研修は強制とし、その他の研修は実施せずに、逆に、なにか相談したい事項が生じたときに適切に対応できる制度を構築することが有効である。

同様に、「教育相談や教科教育・領域に関するコース」など、についても各講座ごとに検討が必要と考える。

〔措置の内容〕

平成16年度は、総合教育センターの研修内容を見直し、希望研修を平成15年度の92講座422回から88講座377回へ精選いたしました。

平成17年度から、社会教育に関する研修は、生涯学習部で行うこととし、効率的な研修体系を目指して、研修内容や実施方法を見直します。また、自主グループによる研修を支援し、社会教育関係職員の自発的な研修の活性化を図ります。

なお、総合教育センターの研修事業は、経験年数別や年代別等のライフステージに応じた必修研修の充実を図るため、3講座を新設し、多くの教員が受講できるように改めるとともに、希望研修については、さらに講座の統合や回数を削減して内容の精選を図ります。

イ 組織の統合について

〔意見の要旨〕

パソコンなどの情報教育などは重要性を増し、学校教育においても例えば、デジタルカメラを利用して生物の成長記録をとったり、算数（図形）ではパソコンを利用した立体感のある授業、また、インターネットによる情報収集など、さまざまな局面で活用の場面が増えている。このような状況からすると、例えば異なる部署で同種の、2重の研究・研修が生じる可能性がある。

現在、「情報教育研究室」は独立した研究室となっているが、「教科教育研究室」、「教育課題研究室」などとの統合を検討されたい。なお、この組織統合等については、センター内部に組織等改革検討委員会を設置して検討中である。

また、「総合教育センター」には「総務室」があり、更には、教育委員会の「総務部」もある。確かに、「総合教育センター」は地理的には離れており、各部署の行う業務も異なっているが、システム化の進んだ今日、業務の見直しによって、トータルでの人員削減等の検討は必要であると考えます。

〔措置の内容〕

総合教育センターの組織・機能を検討し、平成16年度は、指導課から学校に対する教科領域の指導助言の業務を総合教育センターに移管いたしました。

平成17年度は、各研究室の統合など組織を改編し、学校におけるカリキュラム開発や各教科等、教育課題の支援体制を整備いたします。

なお、平成17年度から総合教育センター総務室の業務を見直し、係制を廃止することで職員の削減を図ります。

ウ 今後の研修について

〔意見の要旨〕

教諭別の受講の確認は行っていないために、ある特定の教諭のみが研修を受講し、なかには、研修を全く受講していない教諭が存在する可能性がある。

教職員の個人別の研修受講状況を確認できる体制とし、個人別に管理できるようにする。

研修が必要と校長、教頭、指導課等が判断した場合には、義務として研修を受けさせる。

必修の受講が必要な講座を決定し、そうでないものについては、研修の必要性を再度検討し、不要な研修につき廃止する。

総合教育センターの開館時間は現在、平日に限られているが、例えば、自主研修の開催日を土日、または、授業終了後の時間に開催し、教諭が参加しやすい環境を整える必要がある。

〔措置の内容〕

教職員の研修受講状況については、受講状況の個別管理ではなく、教員の研修意欲の高揚や受講しやすい研修体制の構築等の視点で見直しいたします。

平成16年度は、希望研修を92講座422回から88講座377回へ精選いたしました。

平成17年度は、ライフステージに応じた研修の充実と、職能に応じた必修研修

の充実を図るため、3講座新設いたします。

平成16年9月から、教員の自主的な研修を充実させるため、火曜日から金曜日までの毎日、午後8時30分まで開館時間を延長して、センターの夜間施設利用の拡大を図りました。それに伴い、情報教育を中心とした「夜間利用研修」12講座を実施いたしました。

また、教員が自主的に計画した研修・研究についても、センターの施設や機器等を利用させるとともに、指導主事がサポートする「リクエスト研修」も実施しています。

エ 非常勤職員について

〔意見の要旨〕

「充て指導主事」の行っている研修の企画、立案などの作業は、かつて教職にあった非常勤職員が手配できるものも含まれると思われる。

非常勤職員を雇用するにあたっては、適正な配置となっているか、必要な業務であるかについて検討されたい。

〔措置の内容〕

総合教育センターに配置されている充て指導主事の職務については、所管する業務を、学校教育部の所管業務を含めて見直しいたしました。

また、非常勤職員の配置については、平成16年度に業務内容を見直し、非常勤職員6名の削減と1名の配置転換を実施いたしました。

平成17年度は、総合教育センターの組織及び職員配置を見直し、充て指導主事及び非常勤職員の配置を行います。

なお、平成16年度中に、非常勤の職の設置に関して要綱等を定め、職と職務内容を明確にいたします。

オ 研究業務について

〔意見の要旨〕

研究は実際の教育の場で生かされて、効果のあるものであるが、その研究がどのように生かされているかを評価する手段はない。

第三者機関に依頼して研究成果を評価し、表彰制度を設けることによって、より有効な研究が行われるなども1つの方法と思われる。また、研究を選ぶ段階で、他都市で行っている研究や、過去、行った研究などが除かれているかなどの確認作業も重要と考える。

〔措置の内容〕

平成16年度は、総合教育センターの研究事業の重点化と精選を図り、35研究から24研究へ絞り込みました。また、研究研修成果を直接各学校現場に生かすため、学校に対する教科・領域等の指導業務を学校教育部から総合教育センターに移管いたしました。

平成17年度は、研究内容も、より学校教育の中で生かせる実践的な課題を取り上げます。

研究内容の選定や成果の評価については、センター運営委員会や専門員の専門的な立場から指導助言や指摘を受けております。また、研究を選ぶ段階においては、

センター全体研究会で意見交換を行い、研究内容や方向性並びに先行研究の確認等を協議し、進めます。

7 幼稚園

(1) 幼児教育センターの人員配置

〔意見の要旨〕

研修の企画に限ると、外部講師が研修を行う研修の企画、運営など十分なものとはいえない。

しかも、研究、相談業務についても、平成14年度の幼児教育センターへの相談件数は275件で業務量と比較して、多い人員配置であったと言える。

教育職の研修指導主事であることから、一般行政職の職員よりも高い給料が支払われ、教職調整額等も支払われている。

平成15年度も6名の研修指導主事が配置されているが、業務内容と人員を比較し、必要な人員であるか再度の検討が必要である。

〔措置の内容〕

平成16年度、幼児教育センターの業務の見直しにより、2名の指導主事を削減いたしました。平成17年度は、幼保一元化を推進するため、子育て広場の市長事務部局移管等に伴い、業務内容や職員配置の見直しを行います。

(2) 平成15年度の幼稚園の人員配置について

〔意見の要旨〕

開園時間は午前9時から最長でも午後2時であり、夏季休業期間等の長期休業期間があり、その期間の園児の来園はない。この状況で研修指導主事等も含め33名の人員配置は過大と思われる。

平成14年度の各政令指定都市の教員（兼務・非常勤講師含む）1人あたり入園者数は、12.1人である。この指標から単純計算すると、川崎市で必要な教員は15名となる試算もでき、これによると、現在の人員から相当数の削減が可能となる。今後の幼稚園の経営方針を明確化し、それに従った人員配置を検討されたい。

〔措置の内容〕

研究実践園の幼稚園教員の配置については、平成16年4月1日に幼稚園の教頭職を廃止し2名、異校種間等の人事異動により2名、合計4名の人員削減を実施いたしました。平成17年度は、配置を見直し、削減を図ります。

また、平成16年11月より研究実践園のあり方についての検討をはじめております。教員の適正配置等を含め、このあり方検討委員会の中で整理し、平成17年度中には結論を出してまいります。

8 補助金と委託料

(1) 補助金

ア 補助金交付団体について

〔意見の要旨〕

教育委員会が補助金を交付している交付団体のうち、川崎市立小学校長会、川崎市立中学校長会、川崎市立小学校教育研究会及び川崎市立中学校教育研究会(以下、「主要4団体」という。)は、補助事業者として補助金を管理する十分な管理体制及

び内部統制が確立されていない団体であると思われ、交付規則に定める補助事業者としての善管注意義務を怠っているとみなされる可能性がある。

今後とも補助金交付団体として補助事業を遂行するのであれば、指導課は主要4団体を含めた全補助事業者を対象として、補助事業者として必要十分な会計に関する知識・管理手法及び管理体制を構築できるよう、補助金の運用基準等を策定し、十分な指導を行う必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日付けで補助金交付要綱、補助金交付についてのガイドライン及び執行についてのマニュアルを作成し、同月に学校、関係団体に対し内容を説明しました。その後、機会を捉えてその内容を説明し、管理体制や内部統制の確立について指導いたしました。

また、事務局内に設置した「事務改善委員会」で、平成16年9月から11月の間に、校長会、研究会の補助金執行状況の調査を行い、指導、改善いたしました。

イ 指導課による内部統制の確立について

(ア) 交付要綱のない補助金の交付について

〔意見の要旨〕

交付要綱のない補助金の交付が每期継続的にしかも慣習的に行われている実態を早急に改善すべきである。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日付けで校長会、研究会等に対する補助金については、補助金交付要綱、補助金に関するガイドラインを制定し、交付基準、対象経費基準等を明確化し、さらに交付するに際して付す要件を厳格化いたしました。

なお、平成16年度から、補助金交付に当たって、担当課による審査を厳格に行うとともに、事務局内に設置した「補助・委託事業審査会」により審査を行い、指導、改善いたしました。

(イ) 補助金の運用ガイドラインの設定について

〔意見の要旨〕

補助金交付要綱がある二つの補助金については、内容を吟味した結果不十分である。

また、補助金交付要綱の具体的な運用指針を示すガイドラインの策定が望ましい。

特に補助事業者の主要団体は、源泉徴収義務者であるとの認識が不足しており、支払った諸謝金について支払調書の送付等の税務事務が行なわれていなかった。基礎的な会計税務に関する知識・処理方法及び管理手法等について指導を行う必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日付けで補助金に関するガイドラインを、補助金交付要綱、補助金・委託料執行マニュアルとともに制定し、同月に学校、関係団体に説明会を行い、補助金に関する知識、管理手法、管理体制について指導いたしました。

また、同月、諸謝金の源泉徴収についても各団体に対して基礎的な会計知識の研修、指導を行いました。

(ウ) 指導課の職務について

〔意見の要旨〕

指導課は交付規則及び交付要綱に照らして補助金が有効利用されたかどうか適正執行を審査する責任を担っている。

「校長会等補助金」(B)については、学事課から指導課の所管とすべきである。

また、継続的、慣習的に補助金を交付してきた経緯を踏まえ、今後は職務の確実な遂行へ向け意識改革が必要である。

〔措置の内容〕

補助金の所管は平成16年度から指導課に統一いたしました。

また、補助金交付に際して交付要綱を平成16年4月に交付団体に対して周知するとともに、交付要件をより具体化して意識改革を図り、厳格に審査することといたしました。

さらに、平成16年度からは、事務局内に設置した「補助・委託事業審査会」により、厳格に審査を行い、指導、改善いたしました。

(I) 補助金の適正執行に関する指導の必要性

〔意見の要旨〕

補助金交付団体は補助金事業を行い会計報告するための必要十分な組織体制が整備されていないことから、交付団体の意識を高め管理体制を強化するような啓蒙的研修を行う意義及び必要性が高いと考えられる。

また、団体側でも会計処理及び管理手法等を自発的に研修する等、税金である補助金のあり方について意識を高めるべきである。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日付けで補助金交付要綱、補助金交付についてのガイドライン及び執行についてのマニュアルを作成し、同月に学校、関係団体に対し内容を説明しました。その後、機会を捉えてその内容を説明し、管理体制や内部統制の確立について指導いたしました。

また、事務局内に設置した「事務改善委員会」で、平成16年9月から11月の間に、校長会、研究会の補助金執行状況の調査を行い、指導、改善いたしました。

なお、交付団体側においても会計処理及び管理方法について、随時、研修会等を開催し、補助金のあり方について意識を高めるよう努めております。

(オ) 交付団体の評価基準の策定について

〔意見の要旨〕

交付団体の評価基準を策定する必要がある。規則違反があった場合のペナルティとして新規の補助金申請を受け付けない等、補助金交付事業者に対して幾つかの評価基準を設けて補助金交付団体としてふさわしいか判断し、その評価結果に基づいて補助金の交付を決定するといった運用方針を新たなガイドラインに盛り込む必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日付けで補助金交付に関するガイドラインを作成し、補助金交付に際しての評価基準を盛り込みました。

平成16年度の補助交付申請から、ガイドラインに基づき、適切に交付決定しております。

ウ 補助金の交付決定の審査について

〔意見の要旨〕

補助金を交付する側も受ける団体側も補助金が住民の税金であるとの認識が不足しており、継続的、慣習的に交付されてきた経緯から判断しても、実績報告書から補助金交付による有効利用が必ずしも確認できない。団体に対する補助金は、あくまで当該団体が自主運営する補助として使われるべきものであり、全てを補助金で充てるのは本来の趣旨とは異なるものである。

早急に補助金交付要綱を整備し、補助金として支出すべきか否かの判断指針を持つ必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日付けで交付要綱・ガイドラインを作成するとともに、補助金の有効利用を審査、確認し、一部の補助金の削減を図りました。また、交付団体の自主財源比率の向上を指導いたしました。

平成17年度以降についても、補助金交付に当たり、有効活用が図られる観点から見直しを進めます。

エ 補助金の存在意義を再検討する必要性

(ア) 「研究団体補助金」(A)

〔意見の要旨〕

平成12年度より国庫補助金が見直され、対象外となったため、川崎市単独の負担になっているが、本来はその時期において、補助金が無効利用されているかどうかの観点から比較考量の上検討すべきであったものとする。

平成12年度より国庫補助金減少分を補う形で川崎市の補助金額が増加し、その後は一定金額を交付してきた実績はあるが金額基準を含め、一度見直す必要がある。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日付けで交付要綱、ガイドラインを作成するとともに、補助金の有効利用を審査、確認し、交付団体の自主財源比率の向上を指導いたしました。

平成17年度は、補助申請に当たり、補助内容を個別に精査し、評価基準に基づき補助額を含め、見直しいたします。

(イ) 「校長会等補助金」(B)

〔意見の要旨〕

委託料が第2の補助金、ひいては第3の学校費として使われている現状に鑑みて、補助金の有効性を単独で議論することなく、委託料の問題と同時に議論の俎上に乗せる必要がある。

〔措置の内容〕

委託料の見直しとともに補助金のあり方自体について協議、検討いたしました。

平成17年度は、補助申請に当たり、補助内容を個別に精査し、補助額を見直します。

(ウ) 「規則補助金」(C)

〔意見の要旨〕

「規則補助金」は、各交付団体が、平成12年度に補助金交付規則が制定される以前から、必要のある個別の少額事業ごとに補助金の申請を重ねることで交付実績をつくり、いわば事実上の慣習として長期間の間に増加させてきた補助金である。

指導課による個別審査が十分に機能していなかった弊害として、増加してきた事実も否認しない。既に補助金総額の約過半数がこの「規則補助金」で占められている現状を踏まえ、議論を募り今後の方針を確定する必要があり、「規則補助金」自体を廃止するか、交付要綱を定めて適切な審査を行うかのいずれかである。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日に交付要綱、ガイドライン作成いたしました。平成16年度は、規則補助金のうち、「国内教育事情視察補助金」等、一部の補助金を廃止いたしました。

平成17年度も一部補助金を削減するとともに、見直しを進めます。

(2) 委託料

ア 教職員研究研修教育実践活動事業

(ア) 事業形態及び問題点について

〔意見の要旨〕

委託事業自体は受託団体の本来的な職務内容そのものであるため、川崎市が校長会等に委託する必然性はなく、職務としての研修・研究の一環として扱うべきであることから、委託事業の内、「教職員研究研修教育実践活動事業」は平成16年度より廃止すべきである。

〔措置の内容〕

平成15年度をもって廃止いたしました。

イ 「いきいき・夢パワー・21」教育推進事業

(ア) 指導課について

〔意見の要旨〕

受託団体からの事業実績報告書の確認のための事務執行体制の確立が不十分である。今後委託先ごとに、委託事業の実行性について評価できるような指針を設定すべきである。

〔措置の内容〕

平成15年度分については、担当課で事業計画書と完了報告書の相違、運用指針との整合性等を確認するとともに、事務局内に設置した「補助・委託事業審査会」により審査を行い、平成16年5月までに改善を行いました。

平成16年4月1日に制定した運用指針及び執行方法のマニュアルに基づき、平成16年度分については、同月、受託団体に説明を行い、適正な執行について指導、徹底いたしました。

(イ) 受託団体及び事業形態について

〔意見の要旨〕

事業費のガイドラインについての理解不足・会計に関する基本的な知識不足が目立つ。更に領収書の裏付けのない支出等、適正な会計報告を行うためにはまず意識

改革が必要である。また教頭が全ての会計実務を一手に引き受けている現状を改善して、事業運営における学校内の本来の事業執行体制を再構築し、事業の適正執行を目指す必要がある。

当該事業内容を見ると、本来の学校の本務として行なわれるべきものが多く委託されているように思われ、受託団体は任意の団体であり、直接事業を行うことはなく、主に契約金額を各学校に配分する窓口となっているにすぎないように見受けられる。

事業内容が委託するに適するものであるかどうかを吟味したうえ、本務として行うべきものは学校の自主性を尊重し、予算執行に責任がもてる態勢を整えていくことが望まれる。

「いきいき・夢パワー・21」教育推進事業については、今後継続するにあたり、事業実施要綱を見直し、事業執行体制の組織化を図り、業務分担における協業によって事業の適正執行を図る必要がある。

〔措置の内容〕

当該事業について受託団体に対し平成16年4月に説明会を開催し、事業要項及び執行方法のマニュアルについても指導、徹底いたしました。

また、担当課及び事務局内に設置した「事務改善委員会」により、適正に執行されているか各学校・団体に対し、平成16年7月から9月の間、直接調査を行い、改善が必要なものはその場で指摘し、対応を求めるとともに、結果をまとめたものを委託団体である校長会及び各学校に通知し、より適正な執行について指導いたしました。

なお、事業実施形態を検討した結果、平成17年度以降、委託事業による執行形態を改め、予算を学校に配当し、学校において直接執行することといたします。

9 学校給食

(1) 学校給食雇上げ要員について

ア 雇上げ要員の必要性について

〔意見の要旨〕

川崎市においては他の政令都市においては採用されていない雇上げ要員を配置している。

職業病対策要員、リフト要員及び米飯給食補助給食調理員の雇上げ（委託加工を行っている学校）については、他の政令他都市には見られない川崎市独自の制度であり、その必要性が疑問視され、再度、その必要性を検討するべきである。

〔措置の内容〕

それぞれの雇い上げ要員の必要性について見直し検討を実施し、平成16年4月1日に「学校給食調理員に係る臨時的任用職員の任用基準要領」を定めました。リフト要員については、平成14年度をもって廃止済です。職業病対策要員は、平成15年度をもって廃止いたしました。

また、米飯給食補助調理員の雇上げは、平成16年11月から特に繁忙と認められる学校のみに配置するよう基準を見直しいたしました。

イ 雇上げ要員の配置基準

(P) 配置の決定方法及び基準運用上の問題点

〔意見の要旨〕

雇上げ要員については基本的に配置基準が設けられているものの具体的な判断が担当者の裁量に任されている部分が少なくなく、適切な判断がなされないおそれがある。

担当者の裁量の余地がある配置については、配置基準に示された任用理由と必ずしも合致しない目的で任用がなされるおそれがあるため任用基準の明確化が必要である。

〔措置の内容〕

平成16年4月1日に「学校給食調理員に係る臨時的任用職員の任用基準要領」を定め、任用基準を明確化いたしました。

ウ 雇上げ要員の管理について

〔意見の要旨〕

学校給食は限られた時間の中で調理、配膳等を行うために一定の調理員が不可欠であり、私傷病や休暇等により一時的に欠員が生じることを避ける必要がある。また、給食は年間で183回程度のみ行われるため正規調理職員をある程度抑え、臨時的職員を雇上げることには合理性はある。

雇上げ要員を一つの課で管理するとともに、それぞれ任用理由を超えた単位での管理が必要であり、さらに雇上げの任用理由を多様に設ける必要性自体の検討が必要といえる。

また、雇上げ要員は、基本的には各学校単位で雇上げが行われているが、各学校単位ではなく、複数校単位で雇上げる等、雇上げ要員を柔軟に配置することで、雇上げ要員を削減することが可能と考えられる。

〔措置の内容〕

雇上げ業務管理については、健康教育課と教職員課で管理していたものを平成16年度11月から教職員課による管理に一元化いたしました。

なお、すでに、雇い上げについては、一人の雇い上げ要員を複数の学校において相互に雇い上げることで、効率的な配置を行っております。

(2) 高等学校定時制における給食調理員について

〔意見の要旨〕

高等学校定時制に関しては、現在、業務委託方式により給食が実施されており、基本的には学校給食調理員は配置の必要がないと思われる。しかし、実態としては、平成10年度から平成14年度の間各年度5人の正規調理員が配置されている。平成14年度においては、上記の正規調理員に対する私傷病等代替要員が金額にして408千円雇上げられている。適正な再配置が望まれる。

〔措置の内容〕

平成15年度末の高等学校給食調理員退職者については、正規職員を補充せず、雇い上げにより対応いたしました。

給食調理員の配置については、業務内容などを精査し、平成17年度中に、適正な配置を進めます。

(3) 学校給食調理業務の民間委託化等について

〔意見の要旨〕

川崎市においては、直営調理員による自校調理方式が採用されているため、学校給食においては調理員の人件費の占める割合が著しく高くなっている。9小学校をモデルとし6パターンについて試算を行った結果、ランニングコストに関して、いずれの場合であっても直営調理員を用いるよりも民間調理員を用いた方がコスト的には低く抑えられることが明らかとなった。調理員の調理業務の民間委託化については早期に検討を図るべきであると考えます。

〔措置の内容〕

平成16年度から給食調理業務を7校民間委託化いたしました。

民間委託の実施状況について検証したところ、おおむね良好に実施されていることから、平成17年度は、新たに5校を民間委託化いたします。

なお、平成18年度以降についても、順次、委託化を推進いたします。

10 博物館振興財団

(1) 川崎市市民ミュージアム及び岡本太郎美術館の顧客満足度からの分析

〔意見の要旨〕

顧客満足度は、入場者が美術館・博物館に満足したか、不満かを把握する総合的な評価であり、主観評価が中心となる。美術館・博物館にとっては重要な指標である。

入場者の顧客満足度調査を実施するなどを検討されたい。

〔措置の内容〕

平成16年7月に、市民ミュージアム及び岡本太郎美術館の顧客満足度調査を「立地・施設」「展示について」「運営全般」の項目で実施いたしました。今後、調査結果を改善に向けて活用いたします。

(2) 管理運営施設がかかえる問題点と対応

ア 川崎市市民ミュージアム

(ア) 市民ミュージアムの再生に向けて

〔意見の要旨〕

川崎市市民ミュージアムは、民間企業であるならば倒産という状態である。この状態は、放置しておいても、改善どころか更なる悪化を招くだけであろう。

市民ミュージアムのスタッフだけで現在の状況を改善するのは困難であり、例えば東京都現代美術館、東京都写真美術館のように、民間から館長等を登用することも考えられる。例えば、再生委員会を設置し、市民ミュージアムの再生の余地を基本テーマ、コンセプトの新設、収入の増加と人員数の削減という項目をもって検討することが必要と思われる。

〔措置の内容〕

市民ミュージアム再生のため、市民、学識経験者を含む「市民ミュージアム改善委員会」を設置し、4回の会議を開催しました。平成16年12月27日「川崎市市民ミュージアムのあり方について - 検討結果報告 - 」がまとめられ、「市役所が取り組むべき経営改革」、「現場レベルで取り組むべき改善課題」が指摘されまし

た。

この改善委員会からの報告を参考に、平成17年度以降の運営体制、改善計画、新たなテーマ・コンセプトの策定等具体的改善策の協議を開始するとともに、改善推進のため、平成17年2月に副館長を配置いたしました。

(イ) 基本テーマ・基本コンセプトの検討

〔意見の要旨〕

いかに広報活動をして、現在の常設展の内容では市民に訴える要素は少なく集客は困難であろう。その裏に、15年前に作られた基本コンセプト「博物館」と「映像センター」「美術館」の9分野の融合が現在では形骸化している可能性がある。

新しい基本テーマを探る必要がある。例えば、かつての日本の産業を支えた川崎市を考えると、産業と生活、企業と市民を結ぶ材料として、工業デザイン、商業デザイン、生活デザインを取扱うデザインミュージアム等が考えられる。

〔措置の内容〕

市民ミュージアム改善委員会を設置し、新たなテーマ・コンセプトについても検討をお願いいたしましたが、改善委員会から「市役所が取り組むべき経営改革」と「現場レベルで取り組むべき改善課題」としてまとめられました。この報告を参考に、今後、市民ミュージアムの新たなテーマ・コンセプトの策定及び具体的改善を進めます。

(ウ) 9分野の検討

〔意見の要旨〕

職員1人当たり入場者数1,482人、職員1人当たり入場料354千円の低さをもたらしているのは、入場料が少ないこと、職員数が多いことである。

職員数は現在、嘱託を含め40人であるが、政令指定都市10館平均及び民間美術館と比べると、半数の職員で可能と考えられる。

9分野の中では、他の都市では取扱わない川崎市の歴史部門を残し、後は白紙にすることも考えられる。研究については、費用と時間の中で目的を絞って行うべきである。

〔措置の内容〕

出資法人の経営改善指針及び行財政改革プランに基づき、平成17年度から組織の見直しを図り、人員の適正配置を進めます。

また、平成16年12月に市民ミュージアム改善委員会から検討結果報告がまとめられました。この報告を参考に、今後、9分野の見直しも含め、市民ミュージアムの具体的改善を進めます。

(I) 収支の考え方

〔意見の要旨〕

収入の基本は入場料であるが、企画展、イベントの予算が必要である。国立の美術館・博物館が独立行政法人になり活性化している。これは、独立行政法人になって収支の考え方ができるためになったことが大きい。

川崎市市民ミュージアムも、収支の考え方を取り入れるべきであり、コストカットだけではミュージアムは活性化しない。ミュージアムショップは民間美術館の収

益の柱であり、川崎市市民ミュージアムはオリジナル商品を多くして、収入の増加を図ることも1つの方策である。

〔措置の内容〕

企画展や広報を工夫して入場料の収入増を図りました。ミュージアムショップでは企画展等の開催に合わせた関連グッズの販売を行い、収入増を図りました。

また、市民ミュージアム再生のため、市民ミュージアム改善委員会を設置、4回の会議を開催し、「川崎市市民ミュージアムのあり方について」- 検討結果報告 - がまとめられました。この報告を参考に、今後、市民ミュージアムの具体的改善を進めます。

イ 岡本太郎美術館

(ア) 今後の対応方向

〔意見の要旨〕

岡本太郎の作品の魅力を十分に引き出す活動をし、美術館活動の広報、レストランメニュー等を含め、エンタテインメントミュージアムとして更なる工夫努力をしていただきたい。

巨大装置産業である美術館、博物館は一度評価を下げると回復することは大変難しい。

施設の老朽化対策を早めに着手していただきたい。

〔措置の内容〕

岡本太郎作品の魅力を引き出す活動の充実については、今後も、努めるとともに、平成16年7月に実施した顧客満足度調査を参考にしながら、さらに多くの利用者に満足いただけるように工夫努力いたします。

また、施設の老朽化対策を早めに着手するため、平成16年5月に「川崎市岡本太郎美術館建物保全工事計画予定表」を策定いたしました。

1 1 生涯学習振興事業団

(1) 施設提供事業

ア 川崎市生涯学習プラザについて

〔意見の要旨〕

生涯学習プラザは川崎市の所有であり、賃借料が実質的にはかからないこと、市民アカデミーを中心とした各種講座の拠点となっていること等から貸室業務を存続させることに一定の意義が存在する。ただし、特に土日や夜間を中心として稼働率が著しく低いことや、特定の部屋の利用頻度が低いこと、人件費を中心とした高コスト体制等の問題の解決は急務である。

より多くの市民に利用してもらうためには、投資効果を考えながら、これまで以上に広く広報に努める必要がある。利用者の利便性を図るために、申し込み方法を現在の窓口方式に加え、電子化方式を導入することの検討も必要である。職員一人一人がコスト意識の高揚に努め意識改革を図るとともに、事務事業の総点検を行う必要がある。

〔措置の内容〕

生涯学習プラザは市民アカデミーをはじめとする多くの自主事業を実施しており、

事業団経営上不可欠の施設なので、稼働率を高めながら施設提供事業を継続いたします。施設提供事業については、利用が平日の昼間に集中し、土、日や平日夜間の稼働率が低いという実態がありますので、稼働率を高めるため、事業団の広報誌「Stage Up」や「スポーツセンターニュース」などを利用して積極的に広報を行っております。また、平成16年度は、施設稼働率を高めるため、市民アカデミーなどの土曜日開催の自主事業を増やしました。平成17年度はさらに施設稼働率の向上に努めます。

施設利用の申し込み方法については、現在の窓口方式から、電子化方式の導入を検討しましたが、導入には多大な初期経費がかかること、指定管理者制度への移行により、受託施設の変更が予想されること、利用申し込みを、市民利用施設全体で行うことが利便性の向上になること、などから、財団独自での電子化方式の導入はいたしません。市の公共施設利用予約システムの見直しに合わせ、システムへの参加を検討いたします。

なお、経営改善のためのプロジェクト会議を通じて職員一人ひとりのコスト意識の高揚を図りました。

イ 新百合21ビルについて

〔意見の要旨〕

新百合21ビルの土地は三菱信託銀行・りそな銀行へ信託されており、賃借料が実質的には年間約1億円かかっている。なおかつ、平成14年度末において資格取得支援事業が終了したことを受けて、新百合21ビルでの独自事業の展開は、わずかに市民アカデミー教室として活用されているにすぎず、将来的な稼働率の向上は見込めない。貸室の稼働率においても平成14年度までの資格取得支援事業を除くと、多目的ホール以外はあまり高くないのが現状である。また、新百合ヶ丘周辺には市民館や区役所等の類似に貸室施設が豊富という環境もある。

このように、新百合21ビルに関しては、稼働率は比較的安定的ではあるものの、人件費のほかに多くの賃借料及び光熱水費がかかることから、地下2階部分の一部または全部を今後も賃借を継続するかどうかを慎重に検討する必要がある。

〔措置の内容〕

新百合21ビルについてはホールを中心に一定の稼働率を確保していますが、施設の賃借料が高額なため不採算となっていることから、平成17年度末（平成18年3月）をもって賃貸契約を解除し、施設提供事業を廃止することで協議を進めます。

ウ 市民アカデミーの運営

〔意見の要旨〕

受益者負担の観点から受講料の見直しが必要である。間接経費も含めた結果、その運営コストが、受講者1人当たり1講座につき、4万円前後かかっていることは、市民アカデミー事業運営の高コスト体質を表わしている。今後は事業団が事業を効率化するとともに、運営コストを事業団負担から受益者である受講者負担部分へとシフトして行く時期にきていると思われる。

講師への謝礼である「諸謝金」は各受講者の利益となるものであるから、これを

受講料収入でまかなうことは、受益者負担の考えから当然であると言える。

また、受講者層の拡大を軸に、受講者をひろく川崎市民全体へ広げていく必要がある。現在受講者の中心は、中高年者や育児後の主婦であるが、これを若年者でも受講できるような環境整備が必要となる。

講座時間を夜や土日に増やすことや講義内容を若年層の関心となるテーマにするなどの工夫が必要であろう。川崎市内の各区ごとに見て、受講者数が少ない地域には局地的に広報に努めるといった方法もひとつである。

〔措置の内容〕

公募による市民委員が加わった「かわさき市民アカデミー改革協議会」を平成16年5月から開催し、コスト削減と受益者負担の適正化、学習成果の社会還元、市民主体の企画運営への移行などをテーマに9回の協議を行いました。

最終報告は平成16年度末までにまとめられますが、平成16年7月に中間報告として、講座・演習のあり方、コスト削減と受益者負担の適正化、市民の自主運営と自治の確立などについて報告がありました。具体的な事項としては、学習成果が個人の利益に帰着しがちな講座は、公費負担で開催しないこと。また、講座と比較して高コストとなっている演習は、市民の自主企画運営とすることなどの報告を受けました。

これらの具体策として、平成16年度に受講料については、既に20%UPの改定を行いましたが見直しを図ってまいります。また、受講者一人当たりのコストが高い演習は、平成17年度から市民の自主企画・運営といたします。さらに、講座内容も「活力とうるおいある市民都市・川崎」の創造に貢献する自治体事業としての独自性をもった展開をめざすものに再編いたします。

平成17年度は、市民館での講座開催、土曜、夜間講座を増やし、社会貢献を目指す方を対象とする科目、若年層が受講しやすい科目等の設定を行います。

エ 各種講座の開催

〔意見の要旨〕

生涯学習振興事業団の事業として行っているパソコンセミナーは、講師を内部で育成できずに外部に委託していることが原因のひとつとなり、高コストになっている。生涯学習振興事業団のスクールは民間に比べて受講料単価が半額以下であり、広く市民に手軽にパソコンを学ぶ機会を与えるという趣旨に適ったものとなっているが、費用概算が1人あたり1講座(12時間)40,600円のコスト負担になっていることから、市が直営で民間スクールへ直接に委託を行えば、効率化される可能性もある。

事業団の役割は、パソコン・スポーツ・陶芸の裾野を広げる役割を担っているとのことではあるが、これを民間で負えないとは言いがたく、人件費・委託費を中心とした高コスト体質の改善が急務である。

各種民間企業やNPO法人との提携の導入を積極的に行い、コスト削減を検討されたい。

〔措置の内容〕

平成16年度は、NPO法人を活用し、シニア講座(シニアの講師が同世代の受

講生に教える。)など市民活動を支援する講座を開設し、民間とは異なる講座運営を実施いたしました。平成17年度はこうした講座の一層の充実に努めます。

また、NPO法人を活用した事業実施により委託費などの経費を削減するとともに、受講料の見直しを行い受益者負担の適正化にも努めました。

(2) 市からの受託事業及び受託施設事業

ア 受託事業

〔意見の要旨〕

受託事業では、市からの受託収入のほとんどが再委託費及び人件費に支出されていることから、市直営と何ら変わりがないという厳しい見方が免れない。

直営か委託かをその効率性の観点から再検討する必要がある。今後も委託事業として存続するためには、事業団独自の役割を担う必要がある。学校開放事業においては、現在のスポーツ施設の程度まで、学校の音楽室や特別活動室等についても開放を拡大し、市民の利便性が高まるよう全体的にコントロールするといった市では担いきれない役割等を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

学校施設開放事業及び生涯学習情報収集・提供システム整備運営事業については、平成17年度より市直営にて執行いたします。

イ 受託施設事業

〔意見の要旨〕

受託施設事業においても、市からの受託収入のほとんどが再委託費及び人件費に支出されていることから、市直営と何ら変わりがないという厳しい見方が免れない。ただし、施設の稼働状況をみると、年間の延利用者数が相当数に及んでおり、利用者1人あたりのコストの概算結果も1,000円程度である。よって、施設の稼働そのものは今後も有意義であると判断される。

直営か委託かをその効率性の観点から再検討する必要がある。また、指定管理者制度の導入により、事業団以外の広く民間に委託できる可能性もあるため、競争原理を持たせてより効率的に管理運営できる選択を行う必要がある。

〔措置の内容〕

平成17年4月の生涯学習振興事業団と博物館振興財団の統合に伴い、青少年教育施設及びスポーツ施設については、一旦直営とし、平成18年度から指定管理者制度を導入いたします。

なお、平成17年度については、これまで博物館振興財団が受託していた博物館4施設を統合新財団が管理運営を受託いたしますが、平成18年度から指定管理者制度を導入いたします。

1.2 学校の統廃合

(1) 適正規模確保のための結論

〔意見の要旨〕

教育委員会は、児童生徒へのより良い教育環境での教育の実施を目的として、市立小・中学校の適正な学校規模を確保し、学校間格差の解消に向けての取組に着手しようとしており、その方法として、通学区域の変更及び学校の統合を検討するこ

ととしている。

適正規模化への二つの方法を比較した場合、学校統合によるコスト削減効果が明確であることから、教育効果のほかに、副次的な効果としてコスト面からの検討も付加する必要がある。

〔措置の内容〕

学校の適正規模化に向けて早急な対応を要する小規模校6校について、平成16年7月に幸区、中原区、麻生区に「川崎市立小・中学校学校適正規模・適正配置行政区検討委員会」を設置し、その下にそれぞれの学校毎に保護者や町内会等の地域関係者、学校長をメンバーとした検討部会を設けました。

平成16年度中に、各部会を3回から4回開催いたしました。検討部会の検討を重ね、平成17年度から18年度中には、検討委員会での検討を経て、対象校ごとに通学区域の変更、学校の統合等の方法により地域事情に応じた方針を決定いたします。